

写

滋 循 第 2 9 5 号  
平成 27 年(2015 年) 3 月 17 日

滋賀県環境審議会  
会長 森澤 眞輔 様

滋賀県知事 三日月 大造



第四次滋賀県廃棄物処理計画について (諮問)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)(以下、「廃棄物処理法」という。)第 5 条の 5 では、都道府県は廃棄物の減量その他適正処理に関する計画を定めなければならないとされており、本県では平成 23 年度に貴審議会の答申を受けて「第三次滋賀県廃棄物処理計画」を策定し、廃棄物の発生抑制や再使用に重点をおく 3 R 取組の促進や適正処理の徹底に努めてきたところです。

このような中、昨年、本県では環境保全に関する施策の基本となる事項を定めた滋賀県環境総合計画を改定し、「めぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会の実現」を目指すべき将来の姿とした上で、環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現を目標の一つとしました。また、国においては、平成 25 年 5 月に循環型社会形成推進基本計画が改定され、持続可能な循環型社会を形成するために、廃棄物の最終処分量の削減など循環の量に着目した施策に加え、循環資源等の高度利用・資源確保など循環の質にも着目した取組を進めることとされているところです。

このような状況を踏まえ、新たに平成 32 年度を目標年度とする次期廃棄物処理計画を策定することとし、廃棄物処理法第 5 条の 5 第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）関係規程

法 律	施行規則
<p><b>(基本方針)</b></p> <p><b>第五条の二</b> 環境大臣は、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向</p> <p>二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項</p> <p>三 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項</p> <p>四 廃棄物の処理施設の整備に関する基本的事項</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項</p> <p>3 環境大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、都道府県知事の意見を聴かななければならない。</p> <p>4 環境大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p><b>(都道府県廃棄物処理計画)</b></p> <p><b>第五条の五</b> 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画（以下「廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 廃棄物処理計画には、環境省令で定める基準に従い、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 廃棄物の発生量及び処理量の見込み</p> <p>二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項</p> <p>三 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項</p> <p>四 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項</p> <p>3 都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第四十三条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関及び関係市町村の意見を聴かななければならない。</p> <p>4 都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。</p> <p><b>(都道府県廃棄物処理計画の達成の推進)</b></p> <p><b>第五条の六</b> 国及び都道府県は、廃棄物処理計画の達成に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p><b>(都道府県廃棄物処理計画)</b></p> <p>第一条の二の二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第五条の五第二項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 廃棄物の発生量及び処理量の見込みは、廃棄物の種類ごとに定めること。</p> <p>二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項には、次の事項を定めること。</p> <p>イ 廃棄物の種類ごとに、当該廃棄物の排出量、再生利用量、中間処理量、最終処分量その他その処理の現状</p> <p>ロ 廃棄物の種類ごとに、当該廃棄物の排出の抑制、再生利用、中間処理、最終処分（法第十二条第五項に規定する最終処分をいう。以下同じ。）その他その適正な処理に関する目標</p> <p>ハ ロに掲げる目標を達成するために必要な措置</p> <p>ニ 廃棄物の不適正な処分の防止のために必要な監視、指導その他の措置に関する事項</p> <p>三 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項には、次の事項を定めること。</p> <p>イ 一般廃棄物の広域的な処理に関する事項</p> <p>ロ 一般廃棄物の減量その他その適正な処理に必要な市町村間の調整その他の技術的援助に関する事項</p> <p>四 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項には、次の事項を定めること。</p> <p>イ 産業廃棄物の減量その他その適正な処理に必要な産業廃棄物の処理施設の確保のための方策</p> <p>ロ 産業廃棄物の処理施設の整備に際し配慮すべき事項</p>

## 県廃棄物処理計画の構成

廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（国告示平成 13 年 5 月 平成 17 年 5 月、平成 22 年 12 月改正）

第四次滋賀県環境総合計画  
H26.10（分野別計画）

## 県廃棄物処理計画

計画期間：5 年程度

## 1 廃棄物の発生量および処理量の見込み

## 2 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的な事項

- 廃棄物の種類ごとの排出量、再生利用量、中間処理、最終処分量等の現状
- 廃棄物の種類ごとの排出量、再生利用量、中間処理、最終処分量等の目標
- 目標を達成するために必要な措置
- 廃棄物の不適正な処分の防止のために必要な措置

## 3 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項

- 広域的な処理に関する事項
- 減量その他適正処理に必要な市町間の調整その他技術的援助に関する事項

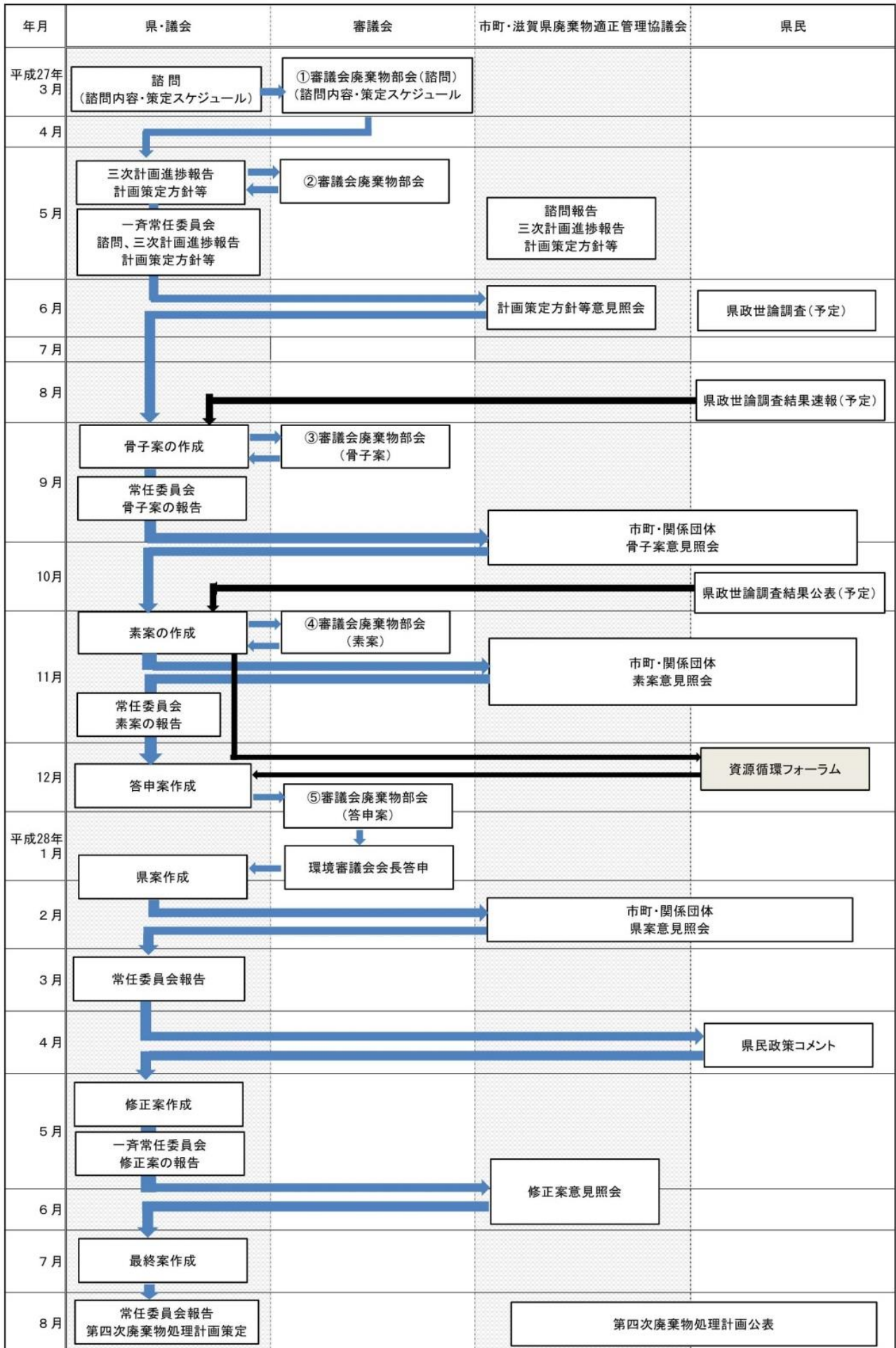
## 4 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項

- 減量その他適正処理に必要な処理施設の確保のための方策
- 処理施設整備に際し配慮すべき事項

県環境審議会意見

市町意見

## 第四次滋賀県廃棄物処理計画策定スケジュール



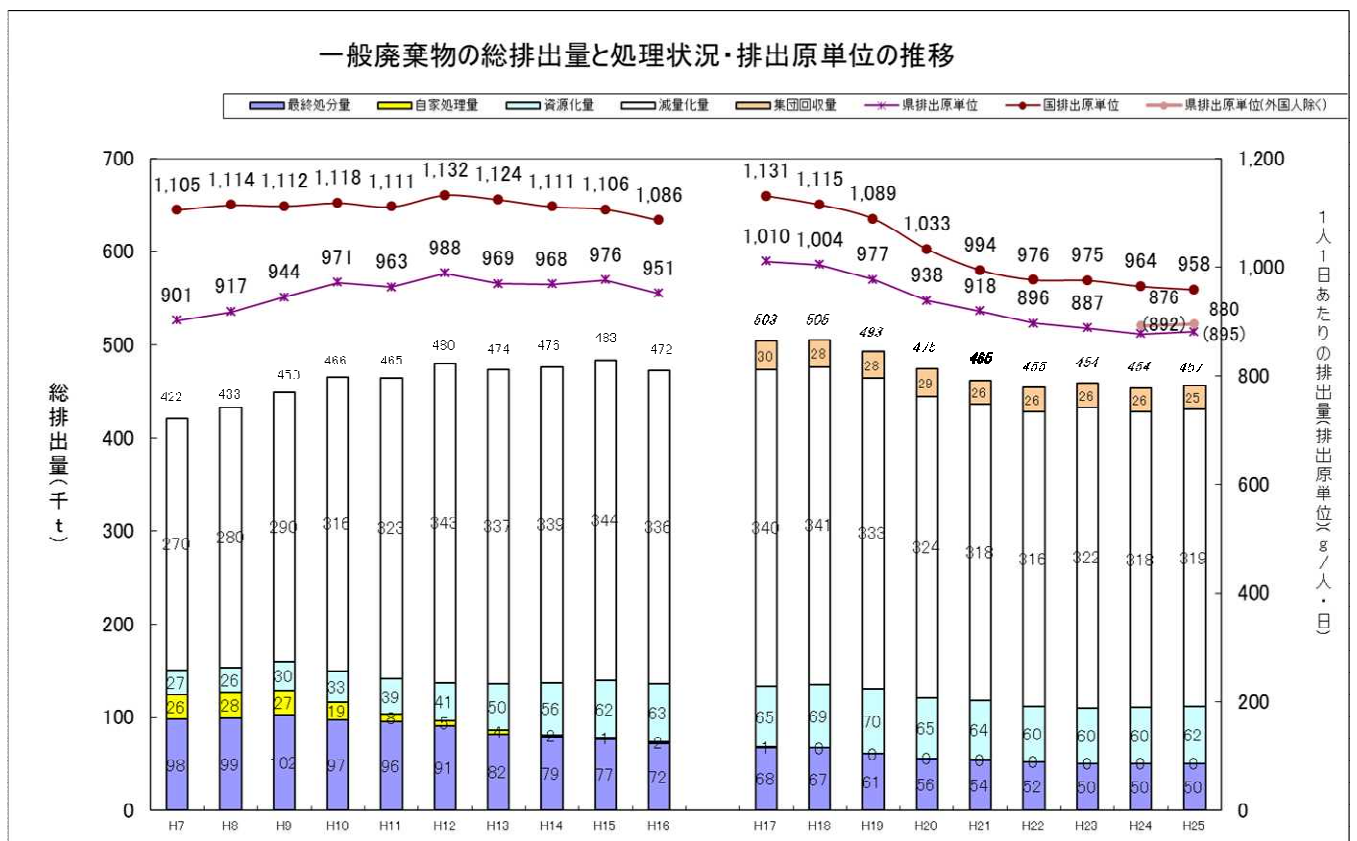
## 一般廃棄物実態調査（平成 25 年度実績）取りまとめの概況

一般廃棄物実態調査（平成 25 年度実績）の集計結果に基づく、平成 25 年度における県内の一般廃棄物の処理状況は次のとおりです。

### 1 一般廃棄物の総排出量

平成 25 年度における一般廃棄物の総排出量は 457 千トン、県民 1 人 1 日あたりの排出量（排出原単位）は 880 グラムとなっています。なお、平成 24 年度から総人口に外国人人口を含んでいるため、外国人人口を除くと 895 グラムになります。総排出量は平成 24 年度に比べ 3 千トン増加しています。

図表 1 ごみの総排出量と 1 人 1 日あたりの排出量の推移



※国において公表しているごみの総排出量の定義は、平成 17 年度実績より 収集ごみ量+直接搬入量+自家処理量（旧定義）から 収集ごみ量+直接搬入量+集団回収量（新定義）に変更となりました。

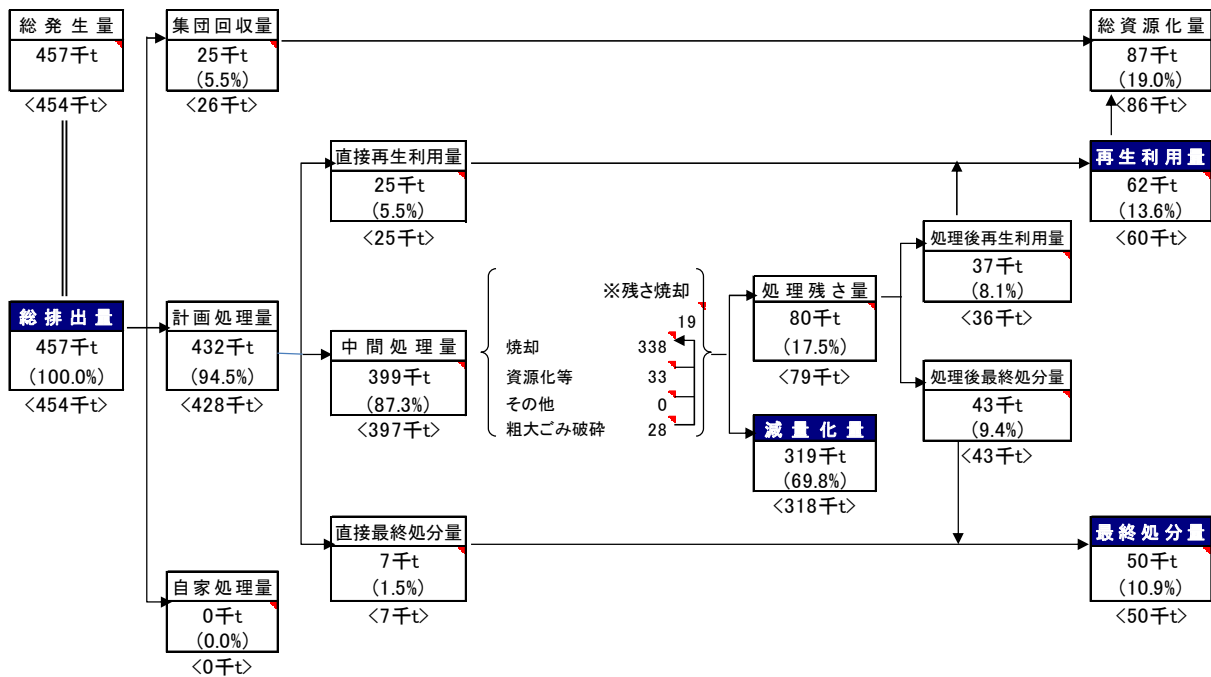
※「一般廃棄物」とは家庭や事業所から出たごみのことで、市町等が処理しています。一方、工場などでの事業活動に伴って発生する廃油、汚泥などの「産業廃棄物」は、事業者の責任で処理されています。

※前年度からの保管残量等があるため、排出量と処理量は一致しない場合があります。

## 2 一般廃棄物の処理・資源化量

平成 25 年度の一般廃棄物の処理状況をみると、焼却、破砕等により中間処理されたものは 399 千トン、再生業者等へ直接搬入されたものは 25 千トン、直接最終処分されたものは 7 千トンとなっています。総資源化量は、平成 24 年度より 1 千トン増加し、87 千トンとなっています。直接最終処分と中間処理後の最終処分を合わせた最終処分量は 50 千トンとなっており、総排出量の 10.9% となっています。

図表 2 ごみ処理フロー



※ 1 < >内の数値は平成 24 年度値

2 中間処理量は一次処理のみの合計で残さ焼却量は含まない。

### 3 市町別のごみ総排出量・再生利用量等について

市町別のごみの総排出量は、概ね人口と比例していますが、1人1日あたりのごみの排出量で見ると、市域で多くなっています。

再生利用率は19.1%で、前年度に比べ0.1ポイント増加していますが、平成17年度以降全国平均値を下回っています。

なお、愛知郡1町と犬上郡3町は、可燃性のごみがRDF（ごみ固形燃料化）施設に投入されているため、再生利用率が他市町に比べ比較的高くなっています。

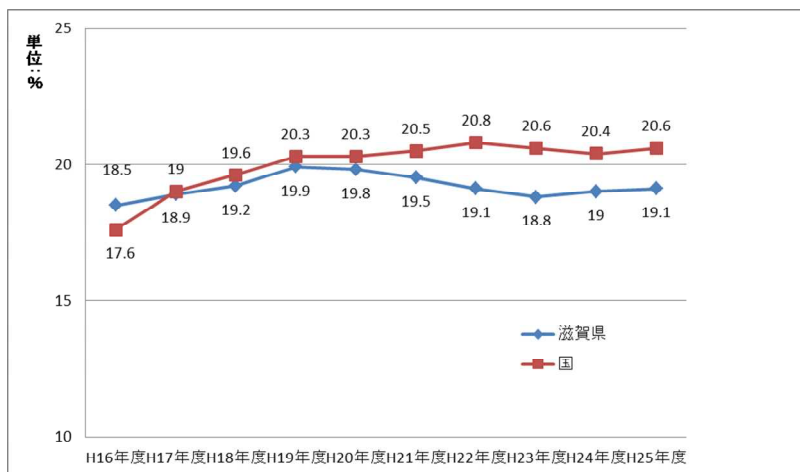
図表3 市町別ごみ総排出量、再生利用量等

市町名	総人口 (人)	総排出量 (t)	1人1日あたり のごみ排出量 (g/人・日)	1人1日あたり のごみ排出量 (外国人人口 含む) (g/人・日)	総資源化量(t)		再生利用率 (%)
						うち集団 回収量(t)	
大津市	342,394	114,772	918	929	16,440	11,417	14.3
彦根市	112,691	45,777	1,113	1,133	6,134	2,773	13.4
長浜市	123,071	37,264	830	850	6,326	0	17.0
近江八幡市	82,292	27,478	915	928	3,758	1,674	13.7
草津市	126,853	43,346	936	950	8,441	4,551	19.5
守山市	79,866	24,633	845	853	6,943	0	28.2
栗東市	66,741	19,207	788	801	4,503	0	23.4
甲賀市	93,440	29,687	870	895	4,755	0	16.1
野洲市	50,889	14,619	787	795	2,683	1,089	18.4
湖南市	54,918	15,895	793	826	2,237	732	14.1
高島市	52,292	18,706	980	988	2,536	239	13.7
東近江市	116,329	32,791	772	790	7,293	1,720	22.3
米原市	40,558	10,401	703	711	2,323	16	22.3
日野町	22,449	6,699	818	832	1,633	655	24.4
竜王町	12,734	4,051	872	879	579	0	14.3
愛荘町	21,232	4,526	584	604	4,205	0	92.9
豊郷町	7,388	2,215	821	835	1,944	0	87.8
甲良町	7,543	2,501	908	914	2,326	192	93.0
多賀町	7,787	2,081	732	734	1,909	320	91.7
県全体	1,421,467	456,649	880	895	86,968	25,378	19.1

※再生利用率 全国平均（平成25年度） 20.6%

- ※1 総排出量の定義は「収集ごみ量＋直接搬入量＋集団回収量」
- ※2 1日1人あたりのごみの排出量＝「総排出量÷総人口÷365日（年によっては366日）」
- ※3 集団回収量＝「市民団体等による収集において、市町が用具の貸出、補助金等の交付等により関与している回収量」
- ※4 再生利用率＝「総資源化量÷（ごみ処理量＋集団回収量）×100%」

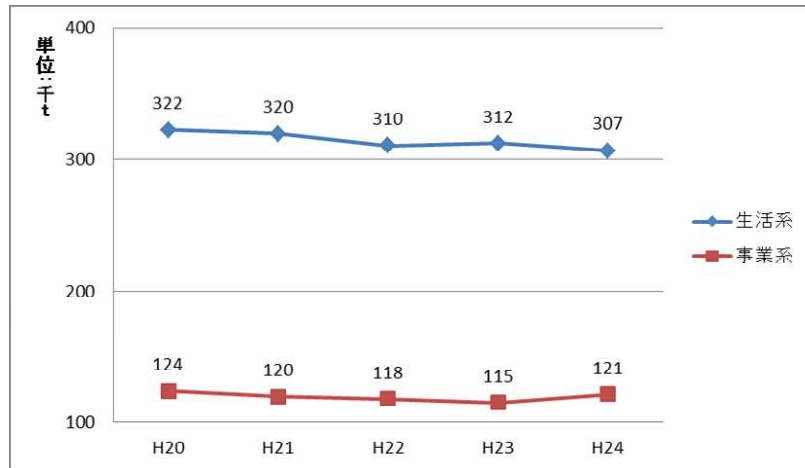
図表4 再生利用率の推移



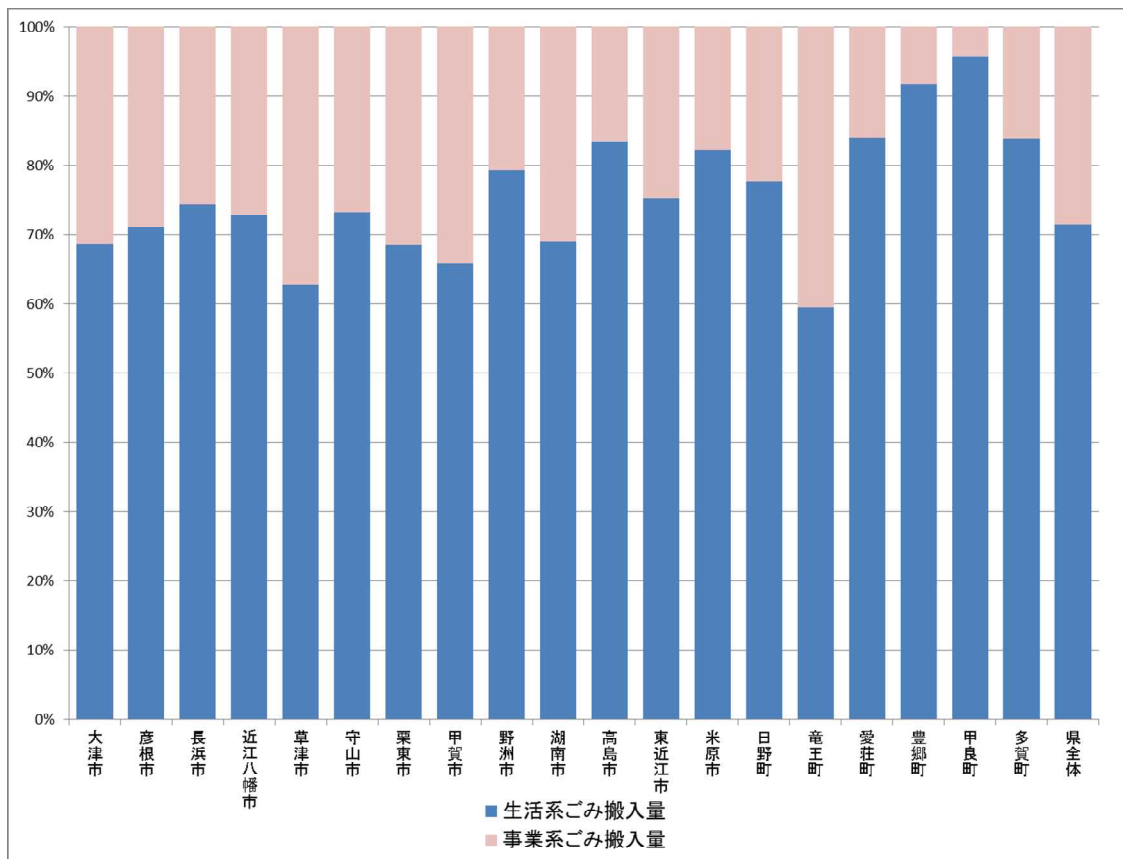
#### 4 市町別のごみ搬入量内訳について

搬入されるごみのうち約 7 割が生活系のごみとなっています。生活系ごみ搬入量は平成 22 年度以降ほぼ横ばい状態となっていますが、事業系ごみ搬入量は平成 23 年度以降増加傾向にあります。

図表 5 県内の生活系ごみと事業系ごみの搬入量の推移



図表 6 市町別ごみ搬入量の比率(平成 25 年度)





## 5 第三次廃棄物処理計画目標の達成状況

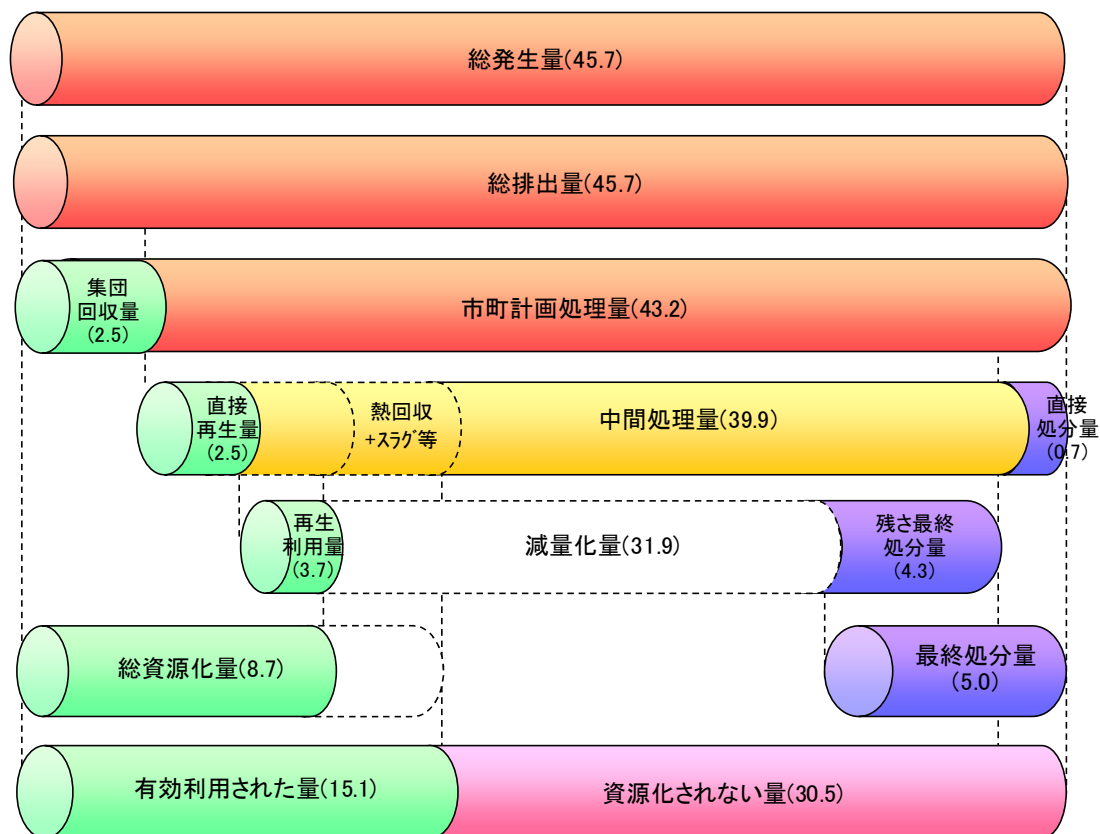
第三次廃棄物処理計画では、一般廃棄物に関する計画を確実に効果的に進めるために、定量的な以下の目標が設定されています。

### 【目標値等】

- (総排出量 平成 20 年度:47.5 万 t → 平成 27 年度:46.3 万 t)
- (総資源化量 平成 20 年度:9.4 万 t → 平成 27 年度:11.5 万 t)
- (再生利用率 平成 20 年度:19.8% → 平成 27 年度:25%)
- (最終処分量 平成 20 年度:5.6 万 t → 平成 27 年度:4.8 万 t)

なお、平成 25 年度の一般廃棄物の内訳と実績状況は以下のとおりです。

図表 7 一般廃棄物処理の概念図



(単位:万t)

図表 8 第三次廃棄物処理計画目標と実績

		実績値							目標値	(参考) 国平均
		平成16年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (速報値)	平成27年度	平成25年度 (速報値)
総排出量	万t	50.0	47.5	46.5	45.7	45.4	45.4	45.7	46.3	4487
総資源化量	万t	9.3	9.4	9.0	8.6	8.6	8.6	8.7	11.5	927
再生利用率	%	18.6	19.8	19.5	19.1	18.8	19.0	19.1	25.0	20.6
最終処分量	万t	7.2	5.6	5.4	5.2	5.0	5.0	5.0	4.8	454
1人1日あたり ごみの排出量	g/人・日	1007	938	918	896	887	876 (892)	880 (895)	910	958 (972)
一人1日当りの 最終処分量	g/人・日	144.7	110.1	106.7	102.6	97.9	96.8	96.5	95.0	97
資源化されない量	万t	39.0	32.0	31.0	30.3	30.4	30.5	30.5	28.8	-

( )内は外国人人口を含まない場合

## 平成 25 年度 産業廃棄物処理の概況（速報値）

## 1. 産業廃棄物の総排出量

平成 25 年度における産業廃棄物の総排出量は 3,674 千トンとなっており、建設業が 1,141 千トンで最も多く、以下、水道業（下水道業を含む。）が 968 千トン、製造業が 754 千トン、となっている。

総排出量を種類別にみると、汚泥が 1,856 千トンで最も多く、次いで、がれき類が 935 千トンとなっている。

図表-1 産業廃棄物の業種別・種類別の総排出量

(単位:千t/年)

種類	合計			農業	鉱業	建設業	製造業	水道業	その他
	平成25年度	比率	平成24年度						
燃え殻	2	0%	1	0	0	0	2	0	1
汚泥	1,856 (237)	51%	1,853 (322)	0	337	14	519	968	18
廃油	50	1%	49	0	0	5	30	0	14
廃酸	12	0%	26	0	0	0	12	0	1
廃アルカリ	52	1%	63	0	0	0	47	0	5
廃プラスチック類	131	4%	145	0	0	32	44	0	55
紙くず	8	0%	5	0	0	5	1	0	2
木くず	107	3%	79	0	0	107	1	0	0
繊維くず	1	0%	1	0	0	1	0	0	0
動植物性残さ	14	0%	13	0	0	0	14	0	0
ゴムくず	0	0%	0	0	0	0	0	0	0
金属くず	27	1%	31	0	0	8	6	0	12
ガラス・陶磁器	109	3%	88	0	0	24	32	0	53
鉱さい	34	1%	34	0	4	0	28	0	3
がれき類	935	25%	880	0	0	935	0	0	0
ばいじん	17	0%	1	0	0	0	16	0	1
家畜ふん尿	296	8%	295	296	0	0	0	0	0
家畜の死体	0	0%	1	0	0	0	0	0	0
その他	21	1%	20	0	0	10	4	0	8
合計	3,674 (2,055)	100%	3,586 <2,055>	296	341	1,141	754	968	173

※1 ( )内の数値は、汚泥を事業所内での脱水後の汚泥量で捉えたもの。

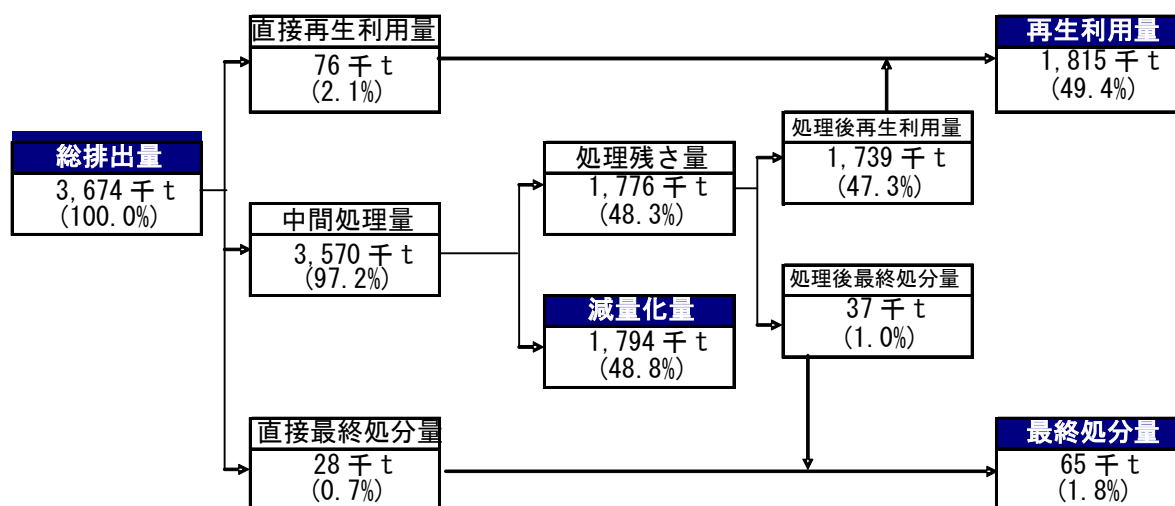
## 2. 産業廃棄物の処理量

平成 25 年度に発生した産業廃棄物の処理状況を見ると、総排出量 3,674 千トンのうち、97.2% に当たる 3,570 千トンが排出事業者または産業廃棄物処理業者により脱水、焼却等の中間処理をされて、そのうち 1,794 千トン（48.8%）が減量されている。

中間処理後の再生利用量（1,739 千トン）と排出事業者等での直接再生利用（76 千トン）を合わせた再生利用量は、総排出量の 49.4% に当たる 1,815 千トンとなっている。

直接最終処分量と中間処理後の最終処分量を合わせた最終処分量は 65 千トンで、総排出量の 1.8% となっている。

図表-2 産業廃棄物の排出・処理の流れ

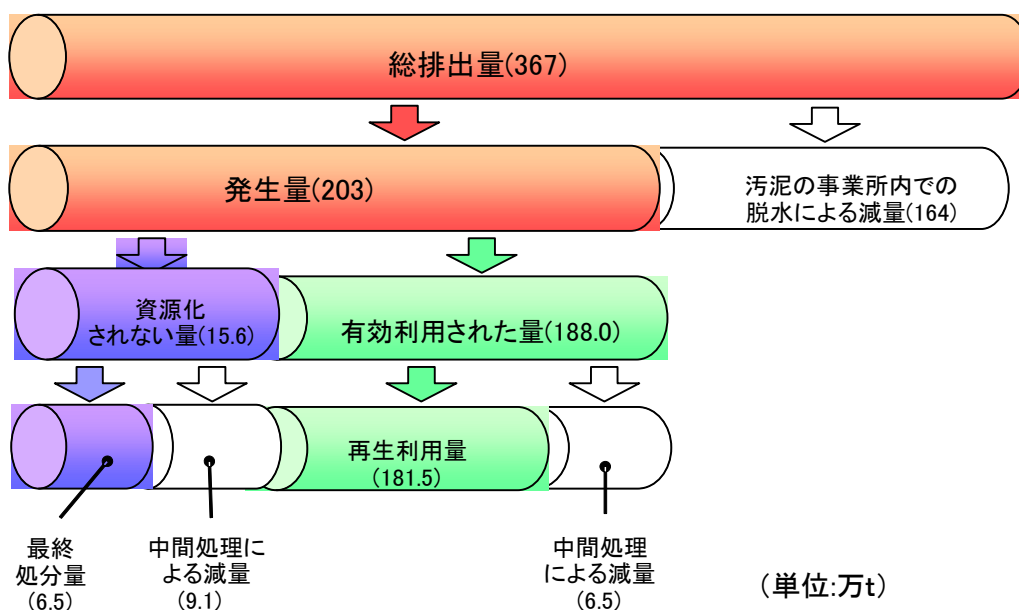


### 3. 第三次廃棄物処理計画目標の達成状況

第三次廃棄物処理計画では、産業廃棄物に関する計画を確実かつ効果的に進めるために、定量的な以下の目標が設定されている。この目標値と平成25年度実績値を比較すると以下のとおりである。

【目標値等】	
(総排出量	H20:389万t → H27:394万t)
(再生利用量	H20:179万t → H27:181万t)
(再生利用率	H20:46% → H27:46%)
(有効利用率	H20:89% → H27:88%)
(最終処分量	H20:11.2万t → H27:10万t)

図表-3 第三次廃棄物処理計画目標値の断面を平成25年度実績でみた結果



図表-4 第三次廃棄物処理計画目標の達成状況

		実績値											目標値
		平成12年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成27年度
総排出量	万t	384.4	400.6	398.0	403.8	404.2	389.1	373.5	359.6	376.2	360.2	367.4	394
再生利用量	万t	166.4	191.1	179.4	184.0	184.8	179.1	171.9	158.6	174.0	171.9	181.5	181
再生利用率	%	43	48	45	46	46	46	46	44	46	48	49	46
有効利用率	%	78	87	86	90	89	89	90	89	90	90	92	88
最終処分量	万t	28.6	14.6	14.2	10.3	10.3	11.2	9.6	8.7	9.0	8.5	6.5	10
資源化されない量	万t	78	32	32	24	25	24	22	22	21	19	16	27